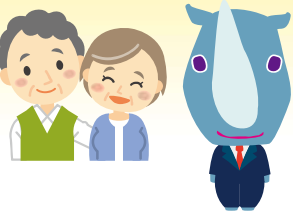


補助金を受けるには？



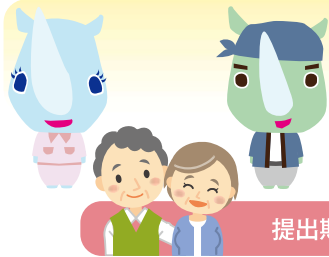
①事前相談

- ・申請の前に**市役所に相談**してください。
- ・業者さん(建築士、大工や工務店)に工事の相談をしてください。



②申請・補助金交付決定

- ・市へ補助金の**申請**をしてください。
- ・市から**補助金交付決定通知書**が送られてきます。



③契約・着工・完了報告

- ・業者さんと**契約**して、**着工**してください。
- ・工事が終わったら、**完了書類を提出**してください。

提出期限：工事が完了した日から30日以内 又は 2月末日のいずれか早い日



④補助金確定

- ・市から**補助金確定通知書**が送られてきます。



⑤補助金請求書の提出・受取

- ・市へ**請求書**を提出した後、補助金が支払われます。

耐震改修工事をする则税金の優遇があります

●確定申告で、所得税を税額控除

市の木造住宅改修費補助を利用した場合、改修費の10%相当額(25万円を限度)が所得税額から控除されます。

【適用期限についてはお問合せください】

●固定資産税も減額

一定の条件に適合する耐震改修工事を行った場合、固定資産税額が減額されます。

【適用期限についてはお問合せください】



田原市役所 建築課

TEL : 0531-23-3526 FAX : 0531-22-3811 e-mail : eizen@city.tahara.aichi.jp